

令和6年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和6年度 予算(案)額	2兆9,641億円
令和5年度 当初予算額	2兆9,548億円
差 引	+93億円
	(対前年度比率+0.3%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり 2
 - 1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
 - 2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等
 - 3 困難な問題を抱える女性への支援の推進
 - 4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
- II 生活保護制度の適正な実施 7
 - 1 生活保護に係る国庫負担
 - 2 生活保護の適正実施の推進
 - 3 都道府県等における指導・監査体制の確保
- III 福祉・介護人材確保対策等の推進 10
 - 1 福祉・介護人材確保対策の推進
 - 2 外国人介護人材の受入環境の整備等
 - 3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- IV 災害時における福祉支援 14
 - 1 災害時における見守り・相談支援等の推進
 - 2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策
 - 3 災害時における福祉支援体制の整備促進

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進【拡充】 543億円（322億円）

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援（多機関協働事業等）、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 12億円（29億円）

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備や都道府県による市町村への後方支援（都道府県内連携会議の開催や人材養成研修の実施等）への支援を行う。また、重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含め、包括的な支援体制整備に従事する者等の人材養成を行う。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進等 531億円（545億円）

① 生活困窮者の相談支援や住まい支援の強化【拡充】

多様化する生活困窮者の支援ニーズに応じた自立相談支援事業等の実施、一時生活支援事業（シェルター事業）の緊急一時的な受入れの促進など、生活困窮者への支援の強化を図る。

<主な改善内容>

○ 自立相談支援事業等の補助体系の見直し

コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等を踏まえ、補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

○ 一時生活支援事業の機能強化

緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設（シェルター）等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を設ける。

○ 就労体験・就労訓練等の更なる推進

就労準備支援事業（就労に向けて、日常生活や社会生活、職業生活を送る上で必要な基礎的能力の向上を支援する事業）の利用促進を図るため、就労体験先への交通費支給の仕組みを設ける。

- **生活困窮者自立支援制度における人材養成研修の充実**
一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の初任者研修を創設するとともに、各事業の現任者のステップアップに向けた研修カリキュラムを作成する。

(参考) 令和5年度補正予算

- **「幸齢社会」を見据えた住まい支援システム構築に関するモデル事業** **2.2億円**
住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するためのモデル事業の実施。
- **生活困窮者自立支援の機能強化** **26億円**
各自治体の生活困窮者自立相談支援機関等において、NPO法人等と連携した緊急対応の強化や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援強化等を行う。
- **生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成** **5.2億円**
生活困窮者及びひきこもりの状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。
- **生活困窮者支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業** **1.0億円**
生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員に対する研修の企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を行い、支援員同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施することにより、支援員の質の向上を図る。
- **生活困窮者・ホームレス自立支援センター施設整備事業** **3.7億円**
生活困窮者・ホームレス自立支援センターの改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図る。

- ② **ひきこもり地域支援センター等の整備の促進、支援者支援の強化【拡充】** **16億円(16億円)**
ひきこもり状態にある方の増加等を踏まえ、市町村での相談支援体制の構築にあたり必要な準備費用に対し補助を行うなど、市町村でのひきこもり地域支援センター等の設置を促進する。また、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。

- ③ **民生委員の活動しやすい環境の整備【拡充】**
民生委員の担い手確保が喫緊の課題となっていることから、新たに、民生委員サポーターの配置などの民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた自治体の創意工夫による取組への支援を行う。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【拡充】

38億円(37億円)

昨年10月に閣議決定した「第4次自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、こども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

特に、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援及び自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進、都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制の拡充を図る。

<主な改善内容>

○ こども・若者の自殺対策の強化

都道府県・指定都市に、多職種 of 専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など、市町村等では対応が困難なケースに助言等を行うモデル事業の拡充を図る。

○ 自殺未遂者支援の強化

自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、救急病院を退院した後に、地域での必要な支援につなぎ、継続的な支援を行うモデル事業を拡充する。

○ 都道府県自殺対策プラットフォームの構築

地域の関係機関が情報の共有や実務的な連携を円滑に行うことができるよう、地域自殺対策推進センターの体制整備に関する支援を拡充し、「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援する。

○ 自殺対策の調査研究等の体制拡充

指定調査研究等法人において、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組む自治体への支援や自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化するため、当該法人の体制拡充を図る。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 地域における自殺防止対策の強化

21億円

自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。また、こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

令和6年4月より施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、多様な支援を包括的に提供する体制の整備を推進する。

(1) 困難な問題を抱える女性支援の推進 26億円(23億円)

① 女性相談支援員の活動の強化【拡充】

女性相談支援員について、業務内容や経験年数等を踏まえて必要な手当を支給することにより人材を確保するとともに、研修受講等を推進することにより専門性の向上を図る。また、新たに、町村部において女性相談支援員を配置する場合等の補助を行う。

② 女性自立支援施設の通所による支援のモデル事業の実施【新規】

新たに、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることのできる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

(2) 女性相談支援センター(一時保護所)や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】 27億円(26億円)

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活の支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、外国籍を有する女性への支援の充実を図るため、通訳者の雇上げ費用の対象を拡充する。

4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等【拡充】

10億円（6.9億円）

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、新たに後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施【拡充】

1.2億円（1.2億円）

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例（※）を拡充するとともに、得られた実践事例の分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

（※）具体的には、身寄りのない高齢者等に対する生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備や、日常生活支援に加えて身元保証や死後の事務支援を提供する取組など。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,927億円(2兆7,901億円)

生活保護を必要とする方に対して適切に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。併せて、被保護者の自立を助長するため、就労による自立支援の強化を進める。

<主な改善内容>

○ 被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ支援【新規】

被保護世帯の子どもが本人の希望により高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、一時金を支給する。

※ 通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定
(進学準備給付金の支給対象の拡大)

○ 就労自立給付金のインセンティブの強化

就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労により自立した際に支給する就労自立給付金の算定方法について、早期就労による自立へのインセンティブ強化に向けた見直しを行う。

(2) 保護施設事務費負担金 331億円(320億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2 生活保護の適正実施の推進 192億円(191億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化を実施する自治体への支援などを行う。

① 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等を行う。

② 頻回受診の傾向がある者への早期の助言等のモデル実施【新規】

医療扶助のオンライン資格確認システムを活用し、福祉事務所が頻回受診の傾向がある者をより早期に把握し、その者に対して適切な受診を促すなどの助言・介入等を行うモデル事業を実施する。

③ 多剤投薬の適正化に向けた支援【拡充】

多剤投薬に着目したレセプト点検の対象範囲を拡充し、薬剤師等による専門的な見地からの訪問指導等を実施し、医薬品の適正使用につながるよう支援を強化する。

(2) 就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。加えて、子どもの貧困への対応を強化する。

<主な改善内容>

○ 子育て世帯への訪問等による相談・助言支援の実施【新規】

被保護世帯の子ども及びその保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことで、本人の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう環境改善を図る。

※ 通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定

(参考) 令和5年度補正予算

○ 被保護者に対する金銭管理支援の試行 6.7億円

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

○ 福祉事務所における他機関連携支援体制構築のモデル事業の実施 26百万円

多様で複雑な課題を抱える被保護世帯について、関係機関と円滑に連携し、支援に取り組むことで、自立の推進を図ることができるよう、他機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を試行する。

○ 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・薬局への補助 17億円

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

○ 生活保護業務関係システムの改修 7.3億円

就労自立給付金について、令和6年度に支給額の算定方法を見直すこととしており、円滑に運用を開始できるよう、地方自治体の生活保護基幹システム等を改修する。

○ 生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究（委託事業） 94百万円

令和6年度以降の制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、システムの標準仕様に関する調査研究を行い標準仕様書の改定を行う。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ○ 生活保護世帯に関する調査へのオンライン回答の導入 | 31百万円 |
|----------------------------|-------|
- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」及び「社会保障生計調査」について、調査対象者がオンラインでも回答できるよう、政府統計オンライン総合窓口（オンライン調査システム）に搭載する電子調査票を開発する。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保 18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

なお、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信【拡充】

4. 4億円（3. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

民間事業者によるイベントやテレビ、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を効果的に行うため、新たに、介護職が自らの仕事の魅力ややりがいを発信するコンテンツを提供できる取組を加える。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

4. 0億円（3. 8億円）

福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和5年度補正予算

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 5.2億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業 1.6億円
介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。
- 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業 4.8百万円
地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】

5.6億円(5.6億円)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

<主な改善内容>

○ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援の強化

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合であって、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設ける。

(2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円(2.5億円)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 外国人介護人材受入・定着支援事業(民間団体等への補助事業) 2.4億円

外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

○ 外国人介護人材受入促進事業(地方自治体への補助事業) 2.3億円

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 3.5億円(3.5億円)

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業の試行やICT化を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 社会福祉法人の生産性向上に対する支援 75百万円

社会福祉法人の生産性向上（職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など）を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

283億円(274億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等 49億円(50億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,515億円
〔福祉貸付	1,454億円〕
〔医療貸付	1,061億円〕

② 貸付条件の主な改善

- ・産後ケア事業に係る融資制度の創設

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進 4.4億円(4.4億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 隣保館の耐災害性強化

4. 1億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 93億円（102億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.2億円（10億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1.5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 2.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援のための「災害福祉支援ネットワーク」や「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の災害時対応能力の一層の向上を図るため、「保健医療」と「福祉」の連携構築・強化の取組やDWA Tの派遣調整を行うコーディネーターの配置に対する支援を行う。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.9億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。